

「論語鄭玄注」は日本に伝来したのか（続）

高 橋 均

はじめに

本稿は、先に「中国文化」第69号（2011年6月）に発表した「「論語鄭玄注」は日本に伝来したのか—「令集解・穴記」の説を中心として—」（以下本論をさす場合「鄭注伝来」と略称する）に続き、その論証を補うものである。

「鄭注伝来」においても言及したように、「養老令 学令」の規定、並びに「日本国見在書目録」の記載などに依拠して、「論語鄭玄注」の日本伝来を疑いのない事実と見なす論者が多い⁽¹⁾。それに対して、小島憲之は「論語鄭玄注」の日本伝来を否定する説を提出している⁽²⁾。わたしも先の「鄭注伝来」で論じたかぎりでは、「論語鄭玄注」が日本に存在したことを確かめることができない。そのなかで「令集解」に見える「穴記」の説に依拠して、当時大学で「論語鄭玄注」が読まれていたことを認めた上で、それが本来の「論語鄭玄注」ではなくて、何晏の「論語集解」から鄭玄注を抜き出し編んだ「論語鄭玄注」ではないかという仮説を提出した。こうして、わたしの考えも「論語鄭玄注」の日本伝来に懐疑的である。

「鄭注伝来」では、「論語鄭玄注」の存在を確かめるために、「令集解」に見える「穴記」の説、及び藤原頼長の読んだ「論語」について検討を行なった。本稿では引き続いて他の記録について検討を進める。

「論語鄭玄注」の所在を諸書に探す

初めに確認しておきたいのは、「鄭注伝来」においても言及したが、鄭注本の日本伝来を確かめる指標となりうるのは、鄭注本に由来する鄭玄注の存在であって、鄭注本の経文ではない。なぜなら今伝わる鄭注本の経文には異同があり、その経文を取りあげ論語音義を参照しつつ集解本と比定を試みても、明確に鄭注本であると立証できるほどにテキストが確定できないからである。

その鄭玄注については、われわれが見ることのできるのは、その由来から「論語鄭玄注」と「集解鄭玄注」（「論語集解」に採られている鄭玄注をこう名

づける) という二種がある。たとえばある資料の中に鄭玄注の引文が見出されたとして、それが鄭注本に由るものであることを立証するためには、「論語鄭玄注」を引いたのか、それとも「集解鄭玄注」を引いたのかを明らかにしなければならない。なぜならその引文が「論語鄭玄注」から引いたものであることが確かめられてはじめて、それを引く資料が成立した当時、鄭注本が存在した可能性を立証できるからである。もしその鄭玄注が鄭注本と集解本の両本に見える場合、そのどちらであるかを判定できなければ、たとえ鄭玄注の引文が存在したとしても、それだけでは鄭注本の存在を立証したことにはならない。こうした視点で以下の資料を分析してゆく。

(1) 「令集解」に引かれる論語の「鄭玄注」

「養老令」の注釈である「令集解」には、そのなかに義解・古記・令釈・穴記・讀記・跡記・朱記など多くの説が引かれる。今それらの説の中に論語の鄭玄注を探すと、令釈と古記に1例ずつ、合わせて2例が見出される。

①「令集解卷三 職員令」畫工司 正一人、掌繪事彩色。

「集解」謂畫文。即繪事後素。是也。釋云、繪五采也。音胡對反。

論語、繪事後素。鄭云、繪畫文。皇云、繪畫。

②「令集解卷四 職員令」民部省、卿一人。掌諸國戶口名籍。…、橋道。津濟。

「集解」古記云、上子鄰反。論語、使子路問津焉。鄭玄曰、津濟渡處也。下子梯反。尚書、予往泉少夷其濟。孔安國曰、濟渡也、…

①の「掌繪事」の注釈として令釈は、「論語、繪事後素。鄭云、繪畫文」と鄭玄注を引いている。それでは、論語八佾篇のこの「鄭云、繪畫文」は、「論語鄭玄注」から引いたものであろうか、それとも「集解鄭玄注」から引いたものであろうか。幸い八佾篇には唐写本の鄭注本が残存していて、次のような鄭玄注が記される。

繪畫文。凡繪畫之事、先布衆綵、然後素功。素功□詩之意、欲以衆綵喻女容貌、素功喻嫁娶之礼。□。後素功、則皆曉其為礼之意一也。(論語八佾篇「繪事後素」章鄭玄注 吐魯番阿斯塔那363号墓文書)

令釈の引文に見える鄭玄注は、たしかにこの鄭注本に見える鄭玄注と一致するから、「論語鄭玄注」に由来すると見ることができそうである。ところが集解本にも同じように鄭玄注が引かれている。

鄭玄曰、繪畫文也。凡畫繪、先布衆色、然後以素分其間以成其文。喻美女雖有倩盼美質、亦須禮以成之也。(論語八佾篇「繪事後素」章集解)

両本の鄭玄注を比べてみると、注全体としては行文に異なりはあるものの、「令集解」の令釈が引く「繪畫文」に限っては両本ともにまったく同文であるから、この鄭玄注が鄭注本から引いたものか、集解本から引いたものかを確定することはできない。ということは両本から引いた可能性を残すから、この引文によって令釈のよった論語が、鄭注本であるか集解本であるかを決めることはできない。さらに令釈所引の鄭玄注に続く「皇云、繪畫」は、皇侃の論語義疏にそのまま見え、論語義疏は注として集解を引くから、令釈の編者は論語義疏を見ていて、ここに引いた鄭玄注は論語義疏によった可能性もあるのである。

そしてまた慧琳一切経音義卷第三一に、「錯繪 胡對反。論語云、繪事後素。鄭玄曰、繪、畫也。集五彩曰繪」(楞伽跋多羅宝經第一卷)とあり、同じく卷第一三に「綺繪 下胡外反。孔注尚書云、繪、五采也。鄭注論語、繪、畫也。或作纈也」(大宝積經第四四卷)とある。「掌繪事」についての令釈の引文と比べると、反切・注釈に通じる点が多い。論語の経文、鄭注だけを取りあげれば、令釈は、こうした資料にもとづいて作られた可能性も考えなければならない。

次に②の古記の引文を検討する。②は論語微子篇からの引文。これを集解本で見れば次のような鄭玄注を引いている。

鄭玄曰、長沮桀溺、隱者也。耜廣五寸、二耜爲耨。津、濟渡處。(論語微子篇「使子路問津焉」集解)

古記の引文も集解本の鄭玄注とほぼ一致するから、集解本によった可能性を否定できない。また鄭注本微子篇はまだ見出されていないから、鄭注本で確かめることができない。つまりところ古記が引く鄭玄注が、鄭注本によったのか、集解本によったのかを確定することはできないのである。

なお皇侃の論語義疏に見える「津」の訓詁は「津、渡水處也」である。論語義疏は集解にもとづいて作られたといわれるが、義疏には集解とは別に訓詁の疏が作られていて、義疏に見える訓詁は、集解と一致することもあれば、ここのように異なることもある。

①②の検討の結果は、「令集解」に引かれる鄭玄注について、それが鄭注本によった「論語鄭玄注」であるのか、集解本によった「集解鄭玄注」であるのかを判定できないから、ここまでの論証では、令釈、古記の編者が鄭注本、集解本のいずれによっているかを決めることができない。①②の引文はいずれも短文で、集解本に引かれる鄭玄注とみても齟齬する点はなく、さらに①は、す

でに言及したように論語義疏によった可能性をも示しているから、そうであればますます集解本系テキストによったと考えられるのである。

ここで、鄭玄注に限定しないで「令集解」が引く論語注を広く見てゆくと、「苞氏論語注」「苞氏」「馬融注論語」「馬融」「孔安国注」「何晏」という注者名が見える。これらはいずれも論語集解に引かれる注釈であり、ここから「令集解」が引いている「論語注」は論語集解であるといえそうである⁽³⁾。そうして「令集解」に引かれる論語注のうち、鄭玄注だけが鄭注本によったもので、他の論語注は集解本によったというようなことはほとんど成り立たないであろうから、「令集解」の引く鄭玄注は集解本に由来する「集解鄭玄注」であると結論する。

ここに引いた「令集解」所引の2例の注釈の作られた時期であるが、①は令釈が引くもの、②は古記が引くものである。古記は天平10年(738)頃に作られた「大宝令」の注釈。令釈は延暦6年(787)から延暦10年(791)頃作られた「養老令」の注釈である(井上光貞説)。すると天平10年から延暦10年の当時行われていた論語の注釈は、論語集解と論語義疏であると推定して問題ないようである。「令集解」所引の二条の鄭玄注によって、当時鄭注本が存在したということが立証できるのかどうか検討してきたが、この二条によるかぎりでは「令集解」所引の鄭玄注はほとんど集解本によったとみられるから、鄭注本の存在を立証する根拠となりえないのである。ただし以上の推論は、「令集解」の注釈に用いられている論語注が論語集解であるということまでを明らかにするが、これによって当時鄭注本が日本に存在しないということまでを明らかにしているわけでないことはいうまでもない。

(2)「秘府略」1000巻(滋野貞主(785-852)撰)所引の「論語注」

「秘府略」1000巻の内、残存する巻864「百穀部・中・粟」に次のような論語雍也篇の一文と注が見える。

論語曰、子華使於齊、冉子爲其母請粟。子曰、予之釜。

子華、孔子弟子公西赤之字也。六斗四升曰釜。〔注①〕

請益。曰與之庾。

庾周礼作度、庾凡器也。實容二鬴、厚半寸、脣厚一寸、六斛四斗曰庾。

〔注②〕

〔注①〕については、日本に伝わる古抄集解本の一つである正和本、また論語義疏、南宋刊論語注疏いずれもほぼ同文の集解を馬融注としているから、

〔注①〕を馬融注と認めることができそうである。ところがここに問題が残る。それはこの部分は鄭注本が存在していて、次のようである。

子華、孔子弟子、公西華赤之字。為孔子使、其母居家而糧乏、冉子以為人有事者、必當食之、猶仕有祿、故為赤母求粟於孔子。是時孔子仕魯。六斗四升曰釜也。（「子華使於齊」章鄭玄注 吐魯番阿斯塔那184号墓文書）

〔注①〕と比べてみれば明らかなように、鄭玄注の文頭「子華、孔子弟子、公西華赤之字」と文末「六斗四升曰釜也」を合わせると〔注①〕とほとんど同文になる。中間が省略されているが、こうした省略は原注から集解や類書に採る際に行なわれる可能性があるから、〔注①〕は集解本によれば馬融注であるが、鄭玄注にも共通する部分があるのである。

〔注②〕について、集解諸本はいずれも「苞氏曰、十六斗為庾也」という注で、「秘府略」に引かれる注と異なる。この部分もまた鄭注本が残っていて次のようである。

庾、周礼作臿。庾、凡器名、實容二斛、厚半寸、脣厚一寸。子華為師使、義也。与仕者異、少与之者、抑冉有之〔言〕。（同章鄭玄注 吐魯番阿斯塔那184号墓文書）

両者を比べると「秘府略」所引の「六斛四斗曰庾」は鄭玄注に見えず、また鄭玄注の「子華為師使、義也、与仕者異、少与之者、抑冉有之〔言〕」は「秘府略」に見えないが、それを除く前半は共通する部分が多いから、〔注②〕が鄭玄注である可能性は高いのである。しかも、集解が引くのはこれと異なる苞氏の説であるから、〔注②〕が鄭玄注であると認定されれば、その鄭玄注が集解に由来したものでないことは明らかである。このように見てくると、秘府略の編者滋野貞主の見た論語注本は、〔注①〕〔注②〕ともに鄭注本によったものである可能性は高くなり⁽⁴⁾、これらの注の存在から当時日本に鄭注本が存在したことが立証されることになる。

ところが秘府略については、飯田瑞穂によれば⁽⁵⁾ その成書過程を巡って二つの対立する見方があるという。その一は、「編者が当時秘府に蔵せられた多くの書物を用ゐて、原典から関係の記事を採摭して作りあげた類書である」とする見方であり、その二は「先行の類書を切りはりして作られたもの」とする見方である。飯田は秘府略の引文を丹念に原典に当たって誤脱を調べ、二の説、すなわち数種の先行の類書を切りはりして作ったものという結論を下している。この説による限り、秘府略に引かれる論語鄭玄注も、先行する類書がすでに引いているもので、それを滋野貞主がここに再引したことになる、そうであれば

秘府略所引の鄭玄注は、当時日本に論語鄭玄注が存在したことを立証する手がありとは認められなくなるのである。

(3) 「倭名類聚抄」(源順撰 承平年間(931—938)間の成書)の語釈

「倭名類聚抄」の語釈には次のように5例の「論語注」が見える。

朋友 論語注云、同門曰朋。(学而篇「學而時習之」章、苞咸注)

桴筏 論語注云、桴、編竹木、大曰筏、小曰桴。(公冶長篇「道不行」章、馬融注)

四馬車 論語注云、小車、四馬車也。(為政篇「人而無信」章、苞咸注)

紳 論語注云、紳、大帶也。(鄉党篇「疾君視之」節、苞咸注)

內衣 論語注云、明衣、以布爲沐浴衣也。(鄉党篇「齋必有明衣」節、孔安国注)

これらは倭名類聚抄が、「朋友」「桴筏」以下の語釈として「論語注」を引いたものであるが、そのいずれにも注家の名は記されていない。これらの論語注をたとえば正和本論語集解と比べると、注文にわずかの異同はあるものの、() に示したように苞咸、馬融、孔安国の注として、いずれも集解に見えるものである。ここから「倭名類聚抄」の作者がその語釈として用いたのは集解であることが確かめられる。さらにいえば、それら語釈の中に「集解鄭玄注」は見えない。

(4) 「弘決外典抄」(村上天皇皇子具平親王撰 正暦2年(991)成書)に引かれる「鄭玄論語注」

「弘決外典抄」には、合わせて5条の「論語注」が見える。そのうちの4条を論語集解に照合してみると⁽⁶⁾、苞咸注が1条、馬融注が1条、陳群注が1条、何晏注が1条で、論語集解から引いたものであることは明らかなので、検討の対象から外す。残る1条は次のようである。

「弘決外典抄」卷一 又阮籍下類弟子謬受之失、於中初舉公卿效阮爲類、…… 對曰、陛下不以臣不才、委以軍旅之重、

(注) 鄭玄論語注云、万二千五百人爲軍、五百人爲旅也。

この「鄭玄論語注」に対応する注は、衛靈公篇集解に次のようにある。

鄭玄曰、万二千五百人爲軍、五百人爲旅。軍旅末事、本末立則、不可教以末事也。(論語衛靈公篇「衛靈公問陳於孔子」章集解)

二つの文はほぼ同じである。これに対応する衛靈公篇の唐写本鄭注本は残念ながらこの部分を欠いていて、鄭注本について確かめることはできない。両本を比べての判断を下すことはできないが、しかし他の4条の論語注がすべて集解であることから推測して、この論語注もまた集解本に引かれた鄭玄注である可能性が高い。

ところで「弘決外典抄」の巻頭には引書目録があり、經書に限定すれば次のように記される。

周易十卷鄭玄王弼各注。尚書十三卷漢鄭玄臨淮太守孔安國注。尚書大傳三卷漢伏生撰鄭玄注。尚書洪範五行傳論十一卷漢光祿大夫劉向撰。周禮十二卷鄭玄注。礼記二十卷鄭玄注。大戴禮記十三卷漢信都王大傳戴德撰、見在書目録不見。毛詩二十卷漢河間大傳毛萇傳鄭玄箋。春秋左氏傳三十卷杜預注、目録不見。論語十卷何晏集解。爾雅三卷出自周公沈旋集注十卷。

この目録は末尾に、「右弘決所引外典、依隋書經籍志等記目録而備尋檢矣」とあるから、これは「弘決外典抄」の編者が「隋書經籍志」を参考して作ったものであるらしい。「隋志」に論語の注釈を確かめてみると二十六点あり（逸亡書を除く）、そのなかには当然のことながら「何晏集解」も「論語鄭玄注」も記載されているが、編者はそのうちから「論語十卷何晏集解」を選び、「論語鄭玄注」は撰んでいない。「論語鄭玄注」を撰んでいないことと、「弘決外典抄」に「論語鄭玄注」からの引文がないこととは関連しているのかもしれない。さらに、爾雅に「沈旋集注十卷」というかなり特異な注釈を撰んでいて、この「沈旋集注十卷」が日本国見在書目録に記されていることなどから推測して、弘決外典抄の編者が自ら見ているものを記していると考え、「論語鄭玄注」はまったく見る機会のない注釈であった可能性があるのである⁽⁷⁾。

(5)「政事要略」(明法博士惟宗允亮編 長保4年(1002)頃成書)に引かれる「鄭玄注」

「政事要略」には合わせて18条の論語からの引文があり、そのうちの7条は經文だけで注はついていない。残る11条の經文に15条の注が引かれている(注文のカウントは、同じ章に分かれて附されている場合はそれぞれ別々に数えた)。この15条のうちの5条は「孔安國注云」あるいは「孔氏云」とあり、これを論語集解に見ると引文が一致するから集解本からの引文であることが分かる。残る10条はいずれも「注云」あるいは小字で記されていることから注文と分かるものである。

たとえば、卷八十四「糺彈雜事」の「吉備大臣私教類聚云、過則必改事」に、例証として論語から5例の過ちについての引文がある。その1例をあげれば次のようである。

孔子曰、侍於君子有三愆。①過。言未及而言、謂之躁。②不安靜。言及而不言、謂之隱。③隱匿不盡情實。未見顔色而言、謂之瞽。④未見顔色、々起先有而語猶瞽也。(季氏篇)

この引文の注にはなぜか注者の名を欠く。正和本で見ると、その集解に①は「孔安國曰、愆、過也」、②は「鄭玄曰、躁、不安靜也」、③は「孔安國曰、隱匿不盡情實也」、④は「周生烈曰、未見君子顔色所趣向、而便逆先意語者猶瞽者也」とあり、細部の異同はあっても一致する部分が多いから、集解本によっていることが分かるのである。そして②の鄭玄注は、季氏篇に鄭注本は見出されていないから比較できないが、①③④が集解からの引文であることからみて、これもまた集解から引いた鄭玄注であろう。

政事要略に引かれる論語は、古抄集解本によったのであろうが、引文に節略が多くテキストを限定できない。

ところで政事要略にはこの他に「鄭玄曰」として引かれる注が多く見られるが、それらはいずれも礼関係の書からの引用である。たとえば、政事要略卷廿九 年中行事 十二月下の「新加太政大臣正一位藤原氏」下の「賊盜律云、盜山陵内木者杖一百。草者減三等…」に次のような周礼二条に合わせて「鄭玄曰」が引かれる。その①は「周禮、墓大夫、掌凡郊墓之域爲之圖」に引かれる「鄭玄曰、冢塋之地。孝子所思慕所也」、その②は「周禮、大司徒職、掌辨其丘陵墳隤」に引かれる「鄭玄曰、水涯曰墳」で、いずれも周礼についての鄭玄注であろう⁽⁸⁾。このように政事要略に「鄭玄曰」として引かれる注は、すべて礼関係の書から引いた「鄭玄注」であるとみて差し支えないであろう。

(6) 「世俗諺文」(源為憲編 寛弘4年(1007)成書)に引かれる「論語」 經、注

「世俗諺文」には14条の「論語」經、注が引かれるが、いずれも「論語集解」によったものである。またその中に鄭玄注は見えない。その集解本は、次に挙げた例からも分かるように、日本に伝来する古抄本系統のテキストであろう。14条のうちから〔後生可畏〕という「諺」を取りあげてそれを例証する。
〔後生可畏〕

論語云、子曰、後生可畏也、焉知來者不如今也。注云、後生謂年少也。

(子罕篇)

これに対応する「論語」諸本は次のようである。

「正和本論語集解」子曰、後生可畏也、焉知來者之不如今也。〔集解〕後生謂年少也。

「唐・開成石經」子曰、後生可畏、焉知來者之不如今也。

「南宋本論語注疏」子曰、後生可畏、焉知來者之不如今也。〔集解〕後生謂年少。

以上の結語：「令集解」古記、「令集解」令釈、「秘府略」、「倭名類聚抄」、「弘決外典抄」、「政事要略」、「世俗諺文」と見てきたが、秘府略を除いて、そこに引かれる「鄭玄注」はいずれも、鄭注本が存在しなくても集解本が存在すれば引くことができる「集解鄭玄注」であって、これらの資料に引かれた鄭玄注によっては鄭注本の存在を確かめることはできない。しかし秘府略巻864「百穀部・中・粟」に見える「論語雍也篇」の注は「集解」とは異なり、唐写本「論語鄭氏注」と照らし合わせると「論語鄭玄注」であると認められる。すると秘府略の編者滋野貞主（785－852）は鄭注本を見ていた可能性があるが、すでに触れたように秘府略の成書過程を考えると、この「論語鄭玄注」は中国で編纂された先行の類書から孫引きされている可能性が高いから、この条を根拠として当時日本に鄭注本が存在していたとすることは困難といわざるをえないのである。

(7) 日本出土「論語」木簡の記述

奈良文化財研究所「木簡データベース」には、何らかの形で「論語」の語句が記される木簡として27点が挙げられている。これらの木簡は、いずれも文字の手習いである「習書」に「論語」の語句を記したもので、中国で出土した「定州漢墓竹簡『論語』」や平壤貞柏洞364号墳で出土した竹簡「論語」のような、文献として「論語」を記した木簡ではないが、ことばを代えれば、当時の日本に論語が身近に存在したということを示していよう。そしてその中に次に示す①②のような極めて注目すべき木簡がある。

① [] 何晏集解○子曰□（平城京遺跡出土⁽⁹⁾）

② 論語序何晏集□〔解力〕（兵庫県出石郡出石町内田・袴狭遺跡出土⁽¹⁰⁾）

①については、「何晏集解」の前に文字数を数えられない欠損部分があり、もしそこに文字を補うとすれば、それは「論語學而第一」などのような篇名

（正和本論語集解、嘉暦本論語集解などからの類推）であろうと思われる。同所から出土した木簡の年紀は天平七、八年（735、736）が中心であり、そうであれば「何晏集解」と記した木簡も同時期のものと考えてよいのであろう。

②については、「論語序何晏集□」の後ろに文字を補うとすれば、「注記」に示すように「解」字であろうから、「論語序何晏集解」となる。ところが今見る古抄集解本、敦煌本論語集解、さらに論語音義などは、「論語序」下には「何晏集解」に類する語は記されていない。「論語序」とは何晏が撰述した「論語集解」についての「序」であり、陸徳明は「此是何晏上集解之序」（論語音義）と説明する。その「論語序」に何晏の自注が付されていれば、あるいは「何晏集解」と記されることがあるかもしれないが、「論語序」に何晏の自注らしきものは見えないから、「論語序」に重ねて「何晏集解」と記されることはありえない。要するに、「論語序」とその撰述者である何晏との関わりから見て、「論語序何晏集□」と続くことがよく分らないのである。

ところが今日本に伝わる旧抄本「論語義疏」を見てみると、「論語序」の下に「何晏集解」と記されている⁽¹¹⁾。②が習書された時期と、旧抄本論語義疏が抄写された室町時代との間には相当の時間経過があるが、わたしは、旧抄本論語義疏は日本に古くから伝わる論語義疏と同一系統になるテキストであろうと見ているから、②を書いた人たちが習書に用いていた論語は、集解本ではなくて論語義疏系統の可能性が出てくるのである。本稿の「（1）「令集解」に引かれる論語の鄭玄注」でも触れたように、令釈はすでに論語義疏を引いており、日本には奈良時代には論語義疏が伝わっていたと考えられるから、そうした点から判断しても、袴狭遺跡に住む人たちがここで習書の題材とした論語、あるいは彼らが学んでいた論語は、論語義疏であると考えてまったく問題はないのである⁽¹²⁾。木簡の出土した袴狭遺跡は、但馬国府や出石郡の郡衙、付属施設があったところで、平安時代を中心とする9世紀前半の遺跡であるといわれる。

ここで注目したいのは、奈良、兵庫（但馬）と場所は異なっても、8、9世紀の文字を習う人、官吏が学んでいた「論語」が「何晏集解」あるいは「論語義疏」であるということである。先に見たように「養老令」には「論語」の注釈は「何晏集解」と「鄭玄注」を用いると示されていた。それにもかかわらず「習書」にこのように「何晏集解」あるいは「論語義疏」によったと思われる木簡が存在することは、各地に広く伝わり習われていたのも「何晏集解」あるいは「論語義疏」である可能性を示すから、「学令」の「論語鄭玄注」という記述が実体を伴っていなかったと推測することの裏づけ証拠となるはずである。

結語⁽¹³⁾

ここまで検討してきたことを、簡条にして記す。

「養老令 学令」に「凡教授正業、周易鄭玄・王弼注。尚書孔安國・鄭玄注。三禮、毛詩鄭玄注。左傳服虔・杜預注。孝經孔安國・鄭玄注。論語鄭玄・何晏注」と記されるが、はたして当時「論語鄭玄・何晏注」という二つの注が行なわれたのかという疑問から問題は出発している。

- * 「穴記」(810－832)の撰述者は「養老令 学令」の令文「論語鄭玄・何晏注」に注釈をつけていて、それによれば、当時「論語鄭玄注」として大学で読まれているのは集解本から取りだした「集解鄭玄注」であって、「論語鄭玄注」(鄭注本)はそれとは別のものであることを示唆する。
- * 「養老令 学令」(896)の令文「凡教授正業…論語鄭玄・何晏注」は、日本で読まれていたのは「何晏注」だけで、「鄭玄注」は読まれていないという実状を示していない。
- * 「日本国見在書目録」(889－898)の「論語十卷鄭玄注」の記事が、論語鄭玄注が日本に存在した証拠として残る。私は「日本国見在書目録」とは、中国から伝えられた書目の枠組みを基にして、当時日本に存在した書籍を補い記入し作られた目録ではないかと想定している。そして「日本国見在書目録」の記載が必ずしも論語鄭玄注の存在を立証するものではないと考えながら、しかしそれを全面的に否定する根拠もない。「日本国見在書目録」の記事については機会を改め検討したい。
- * 藤原頼長(1120－1156)が読んでいる「論語」は、「何晏集解」「論語義疏」であって、鄭注本は見えていない。
- * 「令集解」古記(738)、「令集解」令釈(787－791)、「倭名類聚抄」(931－938)、「弘決外典抄」(991)、「政事要略」(1002)、「世俗諺文」(1007)などが引く論語注、鄭玄注は、いずれも集解本から引いた「集解鄭玄注」であって、鄭注本から引いた「論語鄭玄注」を確認できない。
- * 「秘府略」には鄭注本から引いたと思われる「論語鄭玄注」が見える。しかしこの鄭玄注は、「秘府略」の編者が中国の類書に引かれる鄭玄注を再引したもので、直接鄭注本から引いた可能性は低い。
- * 奈良、平安時代の「論語」木簡のうちの2例から「何晏集解」「論語序何晏集口」の文字が見出される。これは当時の人々が見ていた「論語」が論語集解あるいは論語義疏であることを示す。

こうして論を進めてくると「あることが行なわれなかった」ということを証明することがいかに難しいかということである。ここまで述べてきたこともその多くが消去法的論証である。しかし、その中で唯一「養老令」の注釈「穴記」の撰述者が、「鄭玄注者、非今所讀」〔学令に記す〕鄭玄注とは今読んでいるものではない)といい、「而別有鄭玄注之論語一種耳」(それとは別に鄭玄注の論語がある)といっている。これは、当時鄭注本が存在しなかったことを示しているはずである。それはなぜか。もし鄭注本が存在し、大学で教えられていたならば、集解本が引く鄭玄注と鄭注本とははっきり区別できるから、このような注釈を作ることはありえないと考えられるからである。「大宝律令」が作られたのが701年、「養老令」が作られたのが721年頃、それが施行されるのが757年、「穴記」(810年から830年頃)はその60年後に作られている。もし「養老令」が作られた当時鄭注本が存在していたのであれば、奈良時代のこの100年の間に鄭注本は散佚したことになる。しかしこの間に作られた「令集解」に引かれる「古記」や「令釈」などの注釈、さらにまたこの時期の木簡にも鄭注本の影が見えない。ということは「養老令」が作られた頃存在していた鄭注本が、100年の間に散逸したのではなくて、鄭注本はもともと存在しなかったと見るほうが合理的だと考えるのである。

以上から「論語鄭玄注」は日本に伝わっていないと結論づけたい。「養老令」のこの条は、唐令を引き写したもので、大学で教えられていたのは「何晏集解」だけで、「論語鄭玄注」は日本に伝わっていないから大学で教えられるはずもなかった、ということは明らかであろう。それに代わって集解本に引かれる鄭玄注が「編集」されて、令文に示される鄭注本とみなされて教えられていたと考えるのである⁽¹⁴⁾。

こうして論を進めてくると、「穴記」の作者の「鄭玄注者、非今所讀、而別有鄭玄注之論語一種耳」(鄭玄注とは今読んでいるものではない。それとは別に鄭玄注の論語が有る)といっていることが、あらためて重要な意味を持つのである⁽¹⁵⁾。

注

- (1) 「鄭注伝来」に紹介した内野熊一郎説、また月洞譲も同様の説を述べる。
- (2) 小島憲之の説は、『國風暗黒時代の文學』第一篇第二章 一 學令の検討 (2) 論語・孝經」に見える。

- (3) この点は、「令集解引書索引」（戸川芳郎他編 1995年訂正版 汲古書院）で確認しても、論語の注釈は、今検討している鄭玄注を除いて、集解の範囲に収まることが分かる。
- (4) この〔注①〕と〔注②〕についていえば、〔注①〕が集解から引いた馬融注、そして〔注②〕が鄭注本から引いた鄭玄注であるということにはわかには考えられない。また集解本は〔注①〕の位置には馬融注、〔注②〕の位置には苞咸注が記されるから、これを集解本によったということもできない。〔注②〕がもし鄭玄注であるならば、〔注①〕も鄭玄注となろう。月洞譚「輯佚論語鄭氏注」も〔注①〕を「存疑」とする。こうしてみると、秘府略のこの論語は、鄭玄本である可能性が高いのである。
- (5) 飯田瑞穂『『秘府略』の錯謬について一附、『秘府略』引用書名等索引』中央大学文学部史学科紀要第20号（通巻76） 1975
- なお「秘府略」については、大橋賢一君から資料の提供と示教を受けている。
- (6) 弘決外典抄に引かれる5条のうち、残る4条は次のようである。
- 1) 〔序〕 咨覆簣於文思（注）論語曰、子曰譬如平地雖覆一簣進吾往也。注云、簣土籠也。（子罕篇「譬如爲山」章集解苞咸注）
 - 2) 〔第一〕 論語注云、顛沛僵仆也。（里仁篇「富與貴」章集解馬融注）
 - 3) 〔第一〕 孔子云、…尚未知死與鬼神我焉能測（注）論語注云、鬼神及死事難明、語之無益、故不言也。（先進篇「季路問事鬼神」章集解陳群注）
 - 4) 〔第四〕 孝者畜也…故能順顏色故名爲順（注）論語云、子夏問孝。子曰、色難。注云、謂承順父母顏色乃爲難也。（為政篇「子夏問孝」章集解何晏注）
- これら4条は（ ）内に記したようにいずれも集解によるものである。
- (7) 「隋志」に記される論語二十数点の中から、何晏の論語集解を選んで記したことは分かりやすいが、たとえば次に記される「爾雅」についてはどうだろうか。爾雅は「隋志」に六点が記されるのに対して、弘決外典抄が文中に引き、当時日本に存在したと思われる孫炎注や郭璞注を撰ばないで、「沈斑集注十卷」を撰んで記している。日本国見在書目録にも爾雅には郭璞、孫炎、沈斑注は記載されるから、これらの注が日本に存在していたのであろうか。あるいは弘決外典抄が引く孫炎や李巡の説はこの「沈斑集注十卷」から引いたのであろうか。ただ「沈斑集注十卷」は佚書で、わずかに釈文などに残るだけであるから、こうした疑問を確かめることができない。
- (8) この周礼を今のテキストで見ると次のようで、文に異同がある。
- ① 墓大夫、掌凡邦墓之地域、爲之圖（春官・墓大夫）
 - ② 大司徒之職、…辨其山林川澤丘陵墳衍原隰之名物（地官・大司徒）
- ①「墓大夫」に引かれる「鄭玄曰、冢塋之地。孝子所思慕所也」は、今の周礼には

見えない鄭玄注である。また②の「大司徒」に引かれる鄭玄注は「水崖曰墳」とあってここにも異同がある。

- (9) ①遺跡名 平城京左京二条二坊五坪二条大路濊状遺構（北）

所在地 奈良県奈良市法華寺町

（奈良文化財研究所 木簡データベース）

②平城宮発掘調査出土木簡概報（二十九）一二条大路木簡三一 1994年11月
奈良国立文化財研究所

- (10) ①遺跡名 袴狭遺跡

所在地 兵庫県出石郡出石町袴狭字内田・字谷外

（奈良文化財研究所 木簡データベース）

②「但馬」の主要遺跡〔29 袴狭遺跡群〕（HP）

- (11) 今旧抄本論語義疏を見れば、そのはじめに「論語義疏卷第一 梁国子助教皇侃撰」と記していて、「序」ということばはないが、これが論語義疏の「皇侃序」である。皇侃は、この「皇侃序」と何晏の撰述になる「論語集解」の「序」である「論語序」とを区別するために「論語序 何晏集解」と記したのではなかろうか。

皇侃にとって「論語集解」は疏釈の対象であるから、その「論語序」にも皇侃は疏を付している。

また正和本、嘉暦本など古抄集解本には、「論語序」の下に「世論語序有注」という大字6字の書き入れがある。さらに正和本はその傍らに「皇侃序」から採ったと思われる「題論語兩字」から始まる約250字の書き入れがある。この「世論語序有注」ということが何を示すかよくわからない。「論語序」に何晏の「自注」があったとは考えられないから、あるいは「論語序」に皇侃の疏があることをいったのかもしれない。

- (12) 私がいいたいのは、袴狭遺跡のこの「論語序何晏集〇」が論語義疏によったということを示しているだけであって、この人たちが論語集解を習書の題材としていない、あるいは学んでいないということをいうのではない。

- (13) この「結語」は、本論の前半を構成する「鄭注伝来」をもあわせた「結語」である。

- (14) 鄭注本が伝わっていないとすることで、何か後世に影響があるかといえばそれほど変わりはないと思う。もし鄭注本が日本に伝わっていれば、「論語鄭玄注」にもとづく博士家が立てられていたかもしれない。

- (15) 「養老令 学令」について再考すれば、唐令と比較して「公羊」・「穀梁」・「老子」が見えないことは、当時の日本の状況を勘案したものであろう。しかし「養老令」

の注釈「穴記」は「公羊伝、穀梁伝不載令、与唐已殊也。但於今読、此臨時行事耳」といい、延暦17年(798)には、「公羊、穀梁」が学生に教授されるようになる。

しかし「周易」に鄭玄注、「尚書」に鄭玄注、「左伝」に服虔注と記されるものの、「令集解」にもこれらの注釈はまったく引かれていない。ここからもこれらが当時日本に伝えられて読まれていたとは考えにくく、「養老令 学令」は、唐令をそのまま襲ったものではなかろうか。このことは「養老令 学令」の編者は、「公羊」・「穀梁」・「老子」については削ったが、注にまでは及ばなかった、その結果「論語」の注として「論語鄭玄注」が、さらに「周易」に鄭玄注、「尚書」に鄭玄注、「左伝」に服虔注が残ったものと考ええる。

(附) 本論では「論語集解」は、正和本論語集解(正和四年写、東洋文庫蔵)、「論語義疏」は、清熙園本論語義疏(室町期写、天理大学附属天理図書館蔵)を用いた。

(東京外国語大学名誉教授)